

# トラック運送事業者のための 新型コロナウイルス感染予防 対策マニュアル

「トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」第2版【解説版】

令和2年7月



公益社団法人  
全日本トラック協会



# 目次



本マニュアルは、「トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」  
 ([http://www.jta.or.jp/info/coronavirus\\_guideline.html](http://www.jta.or.jp/info/coronavirus_guideline.html))  
 を基本に、新たな項目や説明を加筆・編集し、解説しています。



はじめに ..... 3

## 第1部 正しい知識と自らの対策

ガイドライン【3.講じるべき具体的な対策】  
 (1)感染症予防対策の体制  
 (2)健康管理 (3)通勤 に対応

1. 新型コロナウイルス感染症とは? ..... 4  
 2. 重症化する恐れのあるハイリスク者 ..... 5  
 3. 新型コロナウイルス以外の主な感染症 ..... 6  
 4. 新型コロナウイルスの感染が疑われる時の対応 ..... 7  
 5. 日常での感染症予防(手洗い・うがい・マスク) ..... 8  
 6. 日常での感染症予防(体調チェック・生活習慣・健康管理) ..... 9  
 7. 新型コロナウイルスに打ち勝つ免疫力を高める生活 ..... 10

## 第2部 職場で行う感染症対策

ガイドライン【3.講じるべき具体的な対策】  
 (4)~(14) に対応

1. それぞれの立場で行うべきこと ..... 11  
 2. 事業所での勤務【ガイドライン(4)】 ..... 12、13  
 3. 事業所での食堂・休憩・休息スペース【ガイドライン(5)】 ..... 14  
 4. トイレ【ガイドライン(6)】 ..... 14  
 5. 車両・設備・器具【ガイドライン(7)】 ..... 15  
 6. 運転者に対する点呼【ガイドライン(8)】 ..... 16  
 7. 運行中【ガイドライン(9)】 ..... 17  
 8. 事業所等への立ち入り【ガイドライン(10)】 ..... 18  
 9. 従業員に対する協力をお願い【ガイドライン(11)】 ..... 18  
 10. 利用者に対する協力をお願い【ガイドライン(12)】 ..... 18  
 11. 感染者が確認された場合の対応【ガイドライン(13)】 ..... 19  
 12. その他【ガイドライン(14)】 ..... 19

## 第3部 感染症への備え

1. 職場のルール作り ..... 20  
 2. 準備する主な備蓄品リスト ..... 21

## 第4部 Q&A

※ 関係法令・参考文献 ..... 24

\*本マニュアルは全日本トラック協会のホームページからダウンロードしてお使いいただくものです。  
 令和2年6月12日第2版のガイドラインを基本に作成されているため、新版が発出された場合には随時更新されます。

# はじめに

新型コロナウイルスが猛威を振るい、感染症リスクが懸念されている中でも、トラックドライバーはエッセンシャルワーカーとして、国民生活や経済活動を支えています。

新型コロナウイルスに限らず、感染症との闘いは過去においても幾度となく繰り返され、今後も続くことが予想されます。最前線で活躍するトラックドライバーの健康といのちを感染症から守ること、そしてトラック運送事業者が健康・安全・安心を確立し、社会基盤の役割を担うためにも、感染症予防対策は必要不可欠です。

本マニュアルは、「トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」第2版(令和2年6月)をベースに、職場における感染症対策を分かりやすくまとめました。特に第2部では各立場(部署・職種等)において果たしていただきたい役割をガイドラインの項目ごとに示していますので、ぜひ日々の業務にてご活用いただき、健康・安全・安心な職場を目指してください。

## 本マニュアルの特長と活用方法

本マニュアルでは、ガイドラインの項目をページごとに設けていますので、必要なページをプリントアウトすることで啓発用の「チラシ」や「掲示物」として活用することができます。ぜひ安全衛生教育や会議の資料としてお使いください。

11ページ以降の第2部「職場で行う感染症対策」では、役割ごとに達成度が把握できるようにチェック欄を設けています。実施状況を確認し、確実に実施できるようにご活用ください。

感染防止対策について正確で最新の知識を身に付けましょう

## 1. 新型コロナウイルス感染症とは？

### 感染経路



ウイルスを含んだしぶきが、せきやくしゃみで飛び散り、それを吸い込むことで感染



ウイルスが付着したものに触れた手指で、口、鼻、眼を触ったりなめたりすることにより感染

\*閉鎖した空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている

### 潜伏期間

1～14日(平均 5～6日)

### 主な症状

- 咳が出る
- 息苦しい(呼吸困難)
- においを感じにくい
- 味がしない
- 強いだるさ(倦怠感)
- 平熱より高い体温が数日続く
- インフルエンザのような症状

上記のいずれかの症状がある場合は主治医、保健所、帰国者・接触者相談センターに電話で相談し、指示を受けてください。また、会社にも連絡しましょう。

#### ・厚生労働省コールセンター

電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)  
受付時間 9:00から21:00 (土日・祝日も実施)

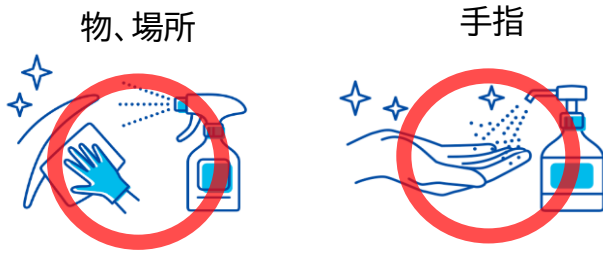
#### ・各都道府県が公表している、帰国者・接触者相談センターの ページのまとめ (厚生労働省HP)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

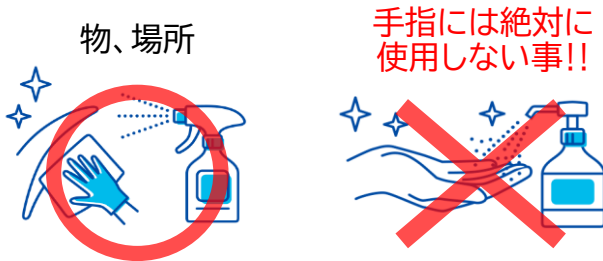


# 新型コロナウイルスに有効な消毒薬

・アルコール消毒液（濃度70%～95%のエタノール）



・次亜塩素酸ナトリウム液  
（濃度0.05%、患者、濃厚接触者が使用したトイレ等は0.1%）  
\*家庭用塩素系漂白剤の代用可



次亜塩素酸ナトリウム液の作り方  
（厚生労働省・経済産業省）  
（<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626013/20200626013-2.pdf>）



## 2. 重症化する恐れのあるハイリスク者

以下の人は発熱、咳など比較的軽い風邪の症状がある場合、すぐに相談してください



高齢者、妊婦、幼児



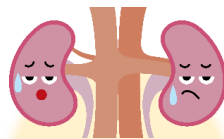
糖尿病などの  
代謝性疾患患者

140  
90以上

高血圧者



慢性心疾患患者  
（心不全）



腎機能障害  
（透析を受けている人）



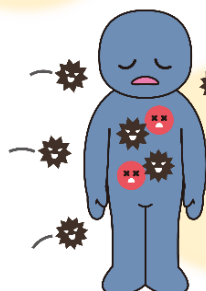
肥満者  
（BMI30以上）



喫煙者



慢性呼吸器疾患患者  
（COPD等）



ステロイド内服などによる  
免疫機能不全  
（免疫抑制剤や抗がん剤を  
使用している人）

### 3. 新型コロナウイルス以外の主な感染症

感染症	感染経路	潜伏期間	感染期間	主な症状	職場での主な対応
インフルエンザ	 	1～3日	発症1日前から発症後1週間程度	38度以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、のどの痛み、鼻水、咳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手洗い、咳エチケット</li> <li>・出勤停止基準の明確化</li> <li>・よく触れる箇所の消毒</li> <li>・部屋の加湿、換気</li> <li>・ワクチン接種推奨</li> </ul>
麻疹（はしか）	  	10～12日	症状出現4日前から	発熱、鼻水・鼻づまり、咳、目の充血・目やに、発熱後3～4日後発疹、口腔内粘膜に白色斑点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手洗い、咳エチケット</li> <li>・出勤停止基準の明確化</li> <li>・ワクチン接種推奨</li> </ul>
風しん	  	2～3週間	発疹が出現する1週間前から発疹出現後1週間程度	発疹、発熱、リンパ腫の腫れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手洗い、咳エチケット</li> <li>・出勤停止基準の明確化</li> <li>・ワクチン接種推奨</li> </ul>
結核	 	半年～2年（感染者が発病するのは1～2割程度）	結核と診断された3か月前から	咳、たん、発熱（微熱）症状が2週間以上続く。症状が進むと体重減少、食欲不振、寝汗、だるさ、息切れ、血痰、咯血	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発熱、咳が長引く場合の受診指導</li> <li>・定期健康診断</li> <li>・保健所、医療機関との連携</li> </ul>
ノロウイルス	   	1～2日	症状が治まって数日は感染性あり	吐き気、嘔吐、下痢、腹痛、発熱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手洗い</li> <li>・ドアノブ等共同で使用し触れる頻度の高い場所の消毒（次亜塩素酸ナトリウム液が高い効果を発揮）</li> </ul>
腸管出血性大腸菌感染症（O157等）	 	2～9日	症状が治まって数日は感染性あり	下痢、腹痛、嘔吐、発熱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手洗い</li> <li>・加熱調理されたものを食べる</li> <li>・ドアノブ等共同で使用し触れる頻度の高い場所のアルコール消毒</li> </ul>



・ウイルスや細菌を含んだしぶきが、咳やくしゃみで飛び散り、それを吸い込むことで感染。  
 ・感染者の便や吐物を処理する際などに飛び散ったウイルスを吸い込むことで感染。



・ウイルスや細菌が付着したドアノブ、手すり等に触れた手指で、口、鼻、眼を触ったりなめたりすることにより感染。  
 ・感染者の便や吐物に触った手指を介して、ウイルスや細菌が口から入ることで感染。



ウイルスや細菌に汚染された食品を食べて口から感染。



・閉めきった空間で、感染者の咳・くしゃみのしぶきが乾燥し、細かい粒子となって空気中を漂い、免疫のない人、低下している人が吸い込んで感染。  
 ・感染者の便や吐物の処理が不十分で残っていると、それらが乾燥しウイルスを含む細かい粒子となって空気中を漂い、それを吸い込むことで感染。



妊娠初期（20週以前）の母親が感染すると、胎児にも感染。

参考：厚生労働省HP 感染症情報、東京都感染症情報センターHP

## 4. 新型コロナウイルスの感染が疑われる時の対応

### ● 医療機関を受診する

1. 医療機関を受診する場合には事前に電話をかけ、指示に従う

なお公共交通機関の利用を避けて、指定の医療機関を受診する

会社にも連絡しましょう



2. 院内ではマスクを着用し、手洗い、手指消毒をする



3. 待合室では他の患者から離れた場所で待機する



### ● 自宅待機中



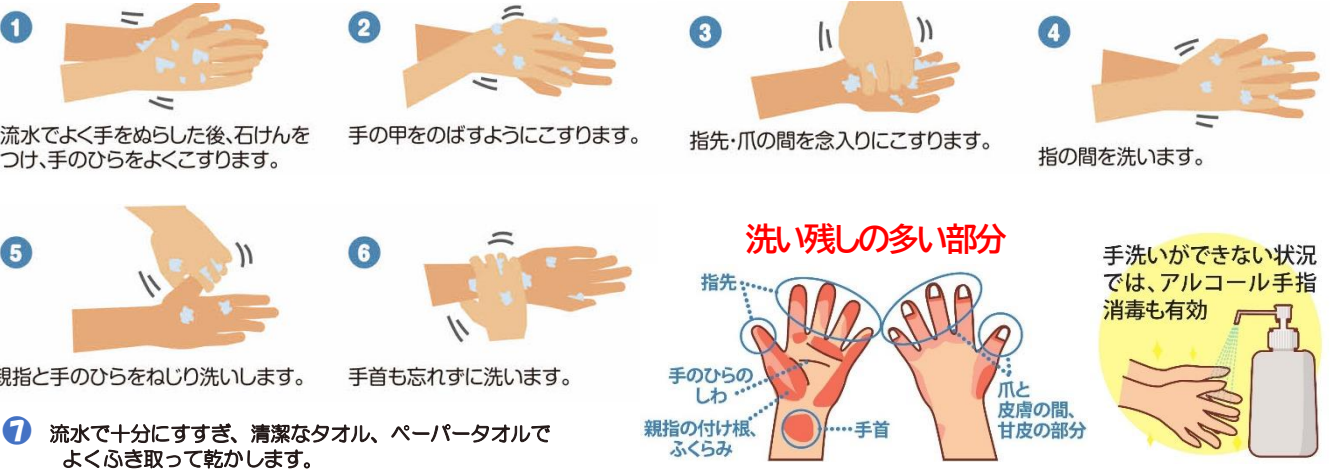
- ・ 毎日、健康状態を確認する
- ・ 水分を十分に摂る
- ・ 症状に改善が見られない場合は、医師や保健所に相談する
- ・ 職場復帰する場合は、必ず会社に報告し、指示に従う

# 5. 日常での感染症予防（手洗い・うがい・マスク）

## 手洗い・アルコール手指消毒

厚生労働省ポスターより

手洗いの前に ・爪を短く切っておきましょう  
・時計や指輪は外しておきましょう



1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2 手の甲をのばすようにこすります。

3 指先・爪の間を念入りにこすります。

4 指の間を洗います。

5 親指と手のひらをねじり洗います。

6 手首も忘れずに洗います。

7 流水で十分にすすぎ、清潔なタオル、ペーパータオルでよくふき取って乾かします。

**洗い残しの多い部分**  
指先、手のひらのしわ、親指の付け根、ふくらみ、爪と皮膚の間、甘皮の部分

手洗いができない状況では、アルコール手指消毒も有効

## 手洗いのタイミング

トイレから出た後は必ず手洗いを!!



出社時

業務前

休憩前

業務終了時

帰社時

帰宅時

## うがい

まず、グチュグチュとうがいし、吐き出します



次に、水を口に含み、上を向いて、のどの奥まで水が届くようにうがいし、2回以上繰り返します



## マスク

着けるときはしっかりと鼻と口を覆い、隙間をなくします



外すときはゴム部分を持ってフィルター部分には触れないように



外したら安全に処理し、手洗いを



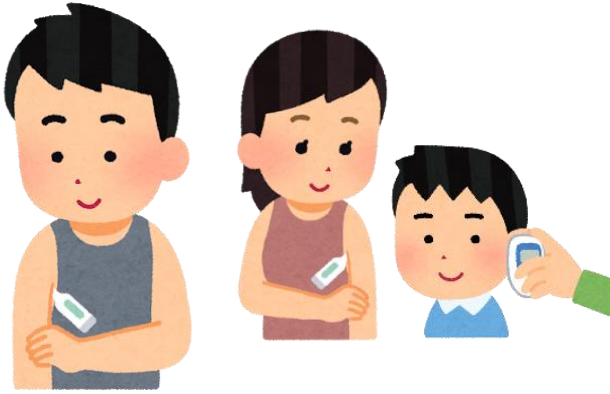
### マスク着用時の熱中症に注意!!

- \* 気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- \* 屋外で人と十分な距離(2m以上)を確保できる場合には、マスクを外す



## 6. 日常での感染症予防（体調チェック・生活習慣・健康管理）

### 朝夕の体温と体調チェック （自分・家族）



- ・平熱を把握しておく
- ・かかりつけ医の一覧表を準備しておく

### 自分の癖、習慣を意識する

#### 咳エチケット

咳やくしゃみをする時は  
マスク、ティッシュ、ハンカチ、  
袖、肘の内側などを使って、  
口や鼻をおさえる  
手でおさえてしまったら  
手洗いをする



粘膜から感染しやすい  
ので、汚れた手で目や  
鼻をこすらない



### 3密回避



密閉



密集



密接

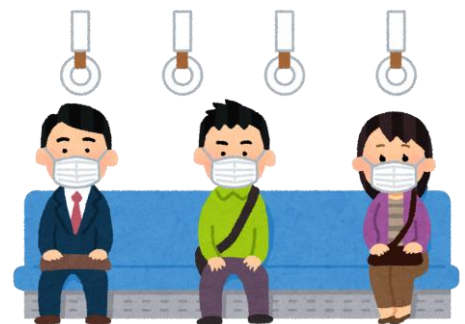
### 通勤時



自転車（自家用車）通勤



時差出勤



電車・バス内では  
マスク着用、私語をしない

## 7.新型コロナウイルスに打ち勝つ

# 免疫力を高める生活

### 十分な睡眠



### 栄養バランスの取れた食事



### 生活習慣病の予防に心がける

適正体重  
を保つ



定期健康診断の受診  
と事後対応

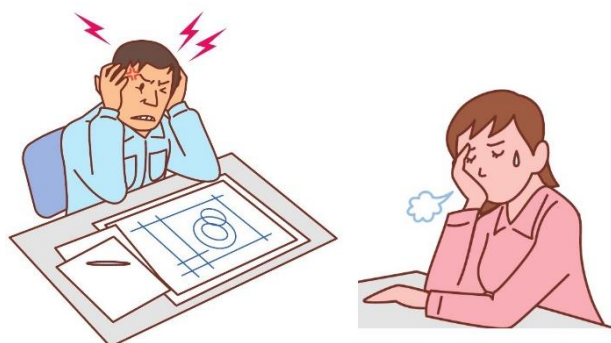
### 生活のリズムはなるべく崩さない



### 適度な運動



### 疲れ、ストレスをためない



### 笑い、ユーモアを忘れない



### 禁煙、節酒



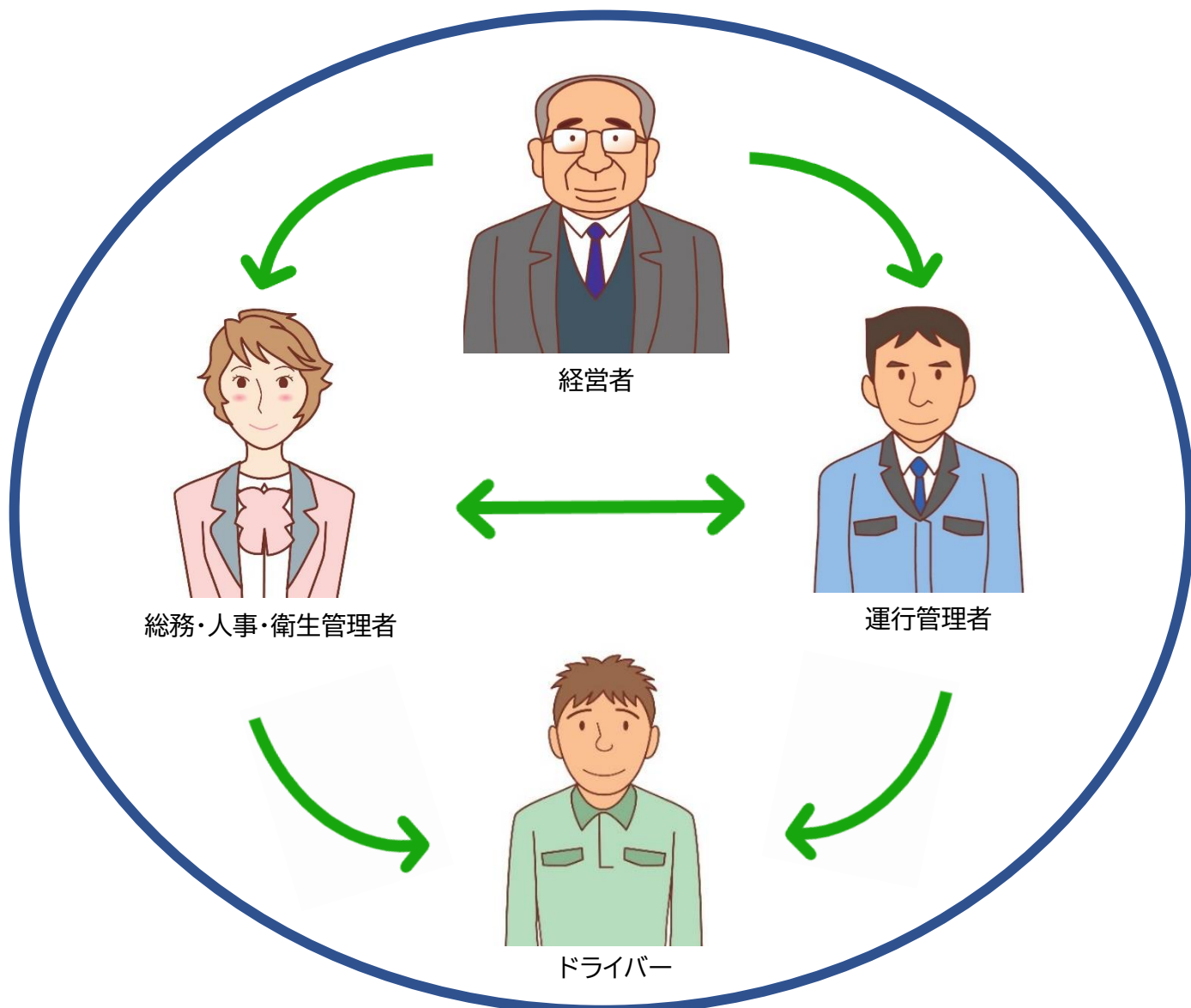
## 1. それぞれの立場で行うべきこと

ここでは、「トラックにおける新型コロナウイルス感染予防ガイドライン」  
([http://www.jta.or.jp/info/coronavirus\\_guideline.html](http://www.jta.or.jp/info/coronavirus_guideline.html))



【3.講じるべき具体的な対策】(4)～(14)を加筆編集し、職場において求められているそれぞれの役割をページごとにまとめました。事業場により多少ケースは異なりますが、実践に向けての参考にしてください。

また、各項目に欄がありますので、クリアできているかどうかのチェックも行ってください。



## 2. 事業所での勤務-1 【ガイドライン(4)】



感染症予防の必要性と基本を  
しっかり指導してください

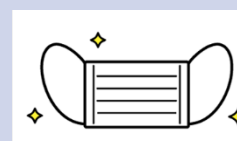


経営者

- 定期的な手洗い、手指消毒を徹底する  
(水道設備や石けん、手指消毒液等設置)



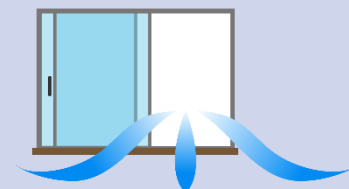
- 休憩時間を含む勤務中のマスク装着を徹底する



- 広々とした座席配置 (目安2m) にする  
\*対角に配置または、横並び  
\*対面座席にはアクリル板等で仕切り



- 1時間に2回程度換気する  
\*風の流れができるよう、2方向の窓を数分間程度全開にする




- 共用物品、手が頻繁に触れる箇所を最小限にするよう工夫する

- 頻繁に対面する場所は、アクリル板・  
透明ビニールカーテン等を設置する




- 外勤はラッシュの時間帯を避ける


## 2. 事業所での勤務-2 【ガイドライン(4)】



外部の方との接し方や、  
会議のあり方も  
変えていきましょう





経営者





総務・人事・衛生管理者

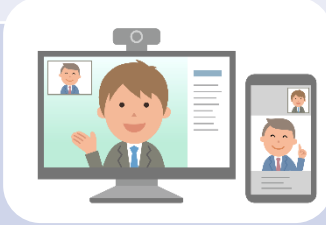
- 出張は地域の感染状況に注意し、不要不急の場合は見合わせる
- 外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録する
 



- 会議やイベントは極力オンラインで行う
 



- 少人数の会議をやむを得ず行う場合、近距離や対面に座らないように工夫する
 


- 社外の会議やイベント等は、可能な限り参加を控える参加する場合は、最小人数で、マスクを着用する
 







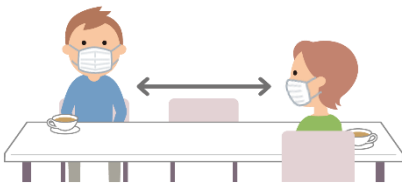

- 採用説明会や面接等は、テレビ会議等で実施するなど工夫する
 


- テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドラインなどを参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備などに配慮する
 



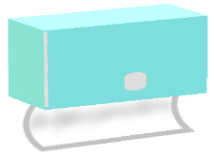

- 事業所内に感染防止対策を示したチラシを掲示する等、従業員に対して感染防止対策を周知する
 



### 3. 事業所での食堂・休憩・休息スペース 【ガイドライン(5)】

	<p>共有のスペースは、 3密にならないようにし、 清潔に使用するよう 指導してください</p>		
		<p>総務・人事・衛生管理者</p>	<p>ドライバー</p>
<input type="checkbox"/>	<p>共有する物品は定期的に消毒する（テーブル・椅子等）</p>		
<input type="checkbox"/>	<p>入退室前後の手洗い・手指消毒を徹底する</p>		
<input type="checkbox"/>	<p>一定数以上の入室を避ける</p>		
<input type="checkbox"/>	<p>喫煙室を含め、換気徹底と3密を避ける</p>		
<input type="checkbox"/>	<p>対面で座らない</p>		

### 4. トイレ 【ガイドライン(6)】

<input type="checkbox"/>	<p>便器は通常清掃でよいが、 不特定多数が使用する場所は清拭消毒する</p>	
<input type="checkbox"/>	<p>便器の蓋がある場合は、蓋を閉めてから 汚物を流すよう表示する</p>	
<input type="checkbox"/>	<p>ペーパータオルの設置や、個人用タオルを持参する</p>	

## 5. 車両・設備・器具 【ガイドライン(7)】



社内の機器や、工具などはいつも清潔に！  
ゴミ出しや洗濯もこまめに行うよう指導してください



総務・人事・衛生管理者



ドライバー



ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、エレベータのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブルやパソコン等の事務機器を消毒する



車両点検用工具などの共有器具を使用した時は、こまめな手洗い、手指の消毒をする



ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液のついたゴミはビニール袋に密閉する



作業服はこまめに洗濯する



## 6. 運転者に対する点呼 【ガイドライン(8)】



点呼は安全運行の  
スタートです  
チェックはしっかり  
行いましょう



運行管理者



ドライバー

対面点呼では、適切な距離を確保する

アクリル板、透明ビニールカーテン等の設置及び、換気を徹底する



運行管理者はマスクの着用と、点呼前後の手洗いを徹底する



ドライバーへは、感染予防対策（マスク・手洗い等）が出来ているかを確認する

可能な限り朝夕2回の体温測定の結果報告と体調を確認する



発熱・咳等の自覚症状がある場合は自宅待機とする












アルコール検知器をこまめに除菌することや、複数の携帯型アルコール検知器を使用する


\*23ページ Q&Aの3において、新型コロナウイルスに対応したアルコール検知器使用にあたっての留意事項を参考にしてください




## 7. 運行中 【ガイドライン(9)】

	<p>感染を避けるために ドライバー自身がやるべきことは 多くあります 体調不良時には、すぐに運行管理 者に連絡を入れましょう</p>	 運行管理者      ドライバー
<input type="checkbox"/>	2名以上の従業員が同乗する場合は、 マスク着用を徹底する	
<input type="checkbox"/>	荷物の受け渡しや荷役の際には、 マスクや手袋を着用する	
<input type="checkbox"/>	書類の受け渡しや荷物の積み卸しの際には、 相手先との直接接触を減らすように努める	
<input type="checkbox"/>	作業前後は車内の消毒に努める	
<input type="checkbox"/>	高温・高湿度での荷役で、人と2m以上の距離を 確保できる場合はマスクをはずす マスク着用時は負荷のかかる作業を避け、 周囲との距離を十分にとり、適宜マスクをはずして 休憩し、こまめに水分を補給する	
<input type="checkbox"/>	乗務中に発熱・体調不良を認めた時は、 運行管理者に連絡を入れ、 運行管理者は乗務を中止させる	
<input type="checkbox"/>	作業は1人で行う 複数で行う場合は持ち場を分担するなど距離をとる	
<input type="checkbox"/>	共用のカートなど荷役機器を使った後は、手洗いを行う	

## 8. 事業所等への立ち入り 【ガイドライン(10)】




外部の関係者にも  
理解を求めましょう



経営者                  ドライバー

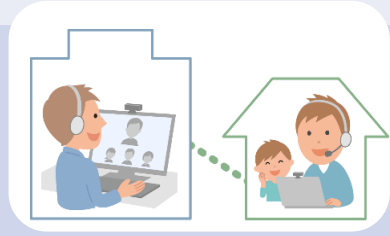
- 取引先等への外部関係者の立ち入りについては、必要性を検討し、来訪を認める場合は従業員に準じた感染防止対策を求める
- 外部関係者の企業等に予め事業所内での感染防止対策の説明を行い、理解を促す



ドライバーの  
感染症対策

## 9. 従業員に対する協力のお願い 【ガイドライン(11)】





- 感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活における行動変容を促す（感染予防の一般的な事柄）
- 感染症から回復した人への差別など人権侵害の無いよう指導する
- 濃厚接触の可能性のある場合、同居家族での感染があった場合には、各種休暇制度や在宅勤務の利用を推奨する




## 10. 利用者に対する協力のお願い 【ガイドライン(12)】

- 事業所内に立ち入る利用者に対し、感染防止対策を示したチラシの掲示、配布を行う等により、感染拡大防止の協力を求める
- 非対面・非接触の配送形態（置き配）について、ガイドラインを参照しながら活用への理解を促す


予防対策実施中

<p><b>マスク</b> 着用中</p>  <p>ご理解とご協力をお願いいたします</p>	<p>定期的な<b>消毒</b>を行っています</p>  <p>ご理解とご協力をお願いいたします</p>
<p><b>手洗い</b> 励行中</p>  <p>ご理解とご協力をお願いいたします</p>	<p><b>換気</b>を行っています</p>  <p>ご理解とご協力をお願いいたします</p>


## 11. 感染者が確認された場合の対応 【ガイドライン(13)】



速やかに対応しましょう






経営者



総務・人事・衛生管理者


### ① 従業員の感染が確認された場合

<input type="checkbox"/>	保健所、医療機関の指示に従う	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">                 感染者が 確認されました             </div> 
<input type="checkbox"/>	速やかに地方運輸局等に連絡する	
<input type="checkbox"/>	行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する	
<input type="checkbox"/>	人権を配慮し、個人名が特定されないように留意する 感染拡大防止を目的とした個人データの取扱いについては、個人情報に配慮し、適正に取り扱う	

### ② 複数社が混在する借用ビル内で、他社の社員の感染が確認された場合

<input type="checkbox"/>	保健所、医療機関、ビル貸主の指示に従う
--------------------------	---------------------

## 12. その他 【ガイドライン(14)】

<input type="checkbox"/>	総括安全衛生管理者や、安全衛生推進者と保健所との連携体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する	
--------------------------	---	---

## 1. 職場のルール作り

厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A」(企業の方向け)より要点抜粋

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html)



1. 風邪の症状がある方、感染が疑われる方への対応
2. 感染防止に向けた柔軟な働き方(テレワーク・時差出勤)
3. 雇用調整助成金の特例措置
4. 労働者を休ませる場合の措置(休業手当、特別休暇など)
5. 労働時間(変形労働時間制、36協定の特別条項など)
6. 安全衛生
7. 労災補償
8. 軽症者等の宿泊療養を実施する宿泊施設等の運営者の方向け
9. 労働者派遣
10. その他(職場での嫌がらせ、採用内定取り消し、解雇、雇止めなど)

上記は新型コロナウイルスに関して、厚生労働省から企業向けに示されたQ&Aの概要です。例えば、従業員の感染が疑われる場合の休業等の対応や職場復帰のタイミング、家族が感染した時のルール、緊急時の連絡網の整備と報告体制の周知など、多岐にわたる解説が網羅されています。

その中でも、予め社内規定を策定しておくことや、安全衛生教育を実施することは、企業の業態を問わず重要なポイントです。

今後、随時更新されていくことが予想されますので、定期的にチェックされることをお勧めします。

## 職場の感染症対応に関連する法律

労働安全衛生法	第68条	感染者の就労の禁止
労働契約法	第5条	労働者の安全と健康の確保
感染症法	第18条 (就業制限)	感染症の予防や患者への医療の定め

## 2. 準備する主な備蓄品リスト

品類	品目
感染防止用品 	体温計（予備含む）
	マスク（不織布製） ※原則使い捨てとし、1人1日1枚で60日（2ヶ月）分程度。
	うがい薬
	軍手、ゴム手袋（薄いものと厚いもの）
	ゴーグル（目からの飛沫感染防止）
	設備・器具用消毒薬（消毒用アルコール・次亜塩素酸ナトリウム）
	手指消毒用アルコール
	ビニール袋（使用済みのティッシュやマスクを密封して捨てる） 衛生管理者用感染防護服一式
薬品 （一般常備薬）等 	解熱剤 ※15歳未満の子供はアセトアミノフェンのみ。
	胃薬・消毒薬（傷薬）・整腸剤など
	冷却材（冷却枕・氷枕・水枕など）
	スポーツ飲料 ※粉末は備蓄に便利、発熱時の水分補給にもよい。ただし、下痢（脱水）の症状があるときは、経口補水液（㈱大塚製薬、OS-1（オーエスワン））。
食料品 	主食代替品（シリアル・パン・乾パン・栄養補助食品等）
	レトルト食品・インスタント食品
	缶詰（肉・魚・果物など）
	ジャム・ゼリー状栄養補助食品（発熱時の栄養摂取にも）
	飲料水（1日当たり1人最低2リットル）
日用品 	ティッシュペーパー・トイレトペーパー・ウェットティッシュ
	生理用品
	洗剤・液状石鹸
事業・事務用品 	タイヤ
	エンジンオイル
	燃油（インタンク保有の場合）
	コピー、プリンター消耗品（コピー用紙・トナー等）
その他 	懐中電灯・乾電池（数種類）・携帯電話充電器・モバイルバッテリー
	ラジオ
	手まわし発電機
	カセットコンロ（ガスボンベ）
	寝袋・洗面用具

※ライフラインがストップした場合に備え、地震のときなど通常の災害時にも使えるものを、普段から用意しておくことが望ましい。



## Q.1 健康経営と感染症対策について

当社では、健康経営優良法人認定制度の申請を予定していますが、感染症対策への取り組みは、認定基準の対象になるのでしょうか。

### A.1 感染症予防の項目があります

健康経営の認定基準の取り組み項目の中の、「従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策」のひとつに、感染症予防対策の小項目があります。従業員の感染症予防に向けて、予防接種の状況や、感染症予防環境の整備、特別休暇制度等などの取り組み状況をチェックします。

\*経済産業省HP 健康経営優良法人の申請について

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/healthcare/kenkoukeiei\\_yuryouhouzin\\_shinsei.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin_shinsei.html)



今までは、風疹やインフルエンザが職場における主な感染症と捉えられていましたが、今後は新型コロナウイルスへの対応も求められてくるのではないのでしょうか。



## Q.2 熱中症とマスク装着について

マスク着用が社内外で義務付けられていますが、真夏のマスクは冷房のない屋外では息苦しいですし、作業員の場合は熱中症による労災も懸念されます。どのような対応(調整)をしたらよいのでしょうか。

### A.2 熱中症対策が優先

8ページでも示していますが、ガイドライン第2版では、「気温・湿度の高い中での荷役において、人と十分な距離(2メートル以上)を確保できる場合は、マスクをはずす。マスクを着用している時は、負荷のかかる作業を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩をとるとともに、こまめに水分を補給する」としています。

\*環境省・厚生労働省リーフレット「令和2年度の熱中症予防行動」

[https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/20200526\\_leaflet.pdf](https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/20200526_leaflet.pdf)



暑い季節は、マスクをしないことに罪悪感を感じず、ガイドラインに従い、熱中症対策を優先してください。また熱中症の予防や対応について事前に学んでおくことも大切ですので併せて、従業員の方への情報提供もしっかり行ってください。



「健康管理で事故防止ポスター」  
NPO法人ヘルスケアネットワーク制作  
<https://www.ochis-net.jp/tool#poster>



### Q.3 点呼時のアルコールチェックと感染症

ガイドラインでは「点呼時に行うアルコール検知器はこまめに除菌する」こととなっていますが、検知器は複数の方が使用しますので、やはり感染が気になります。

また手指をアルコール消毒をした場合は、検知器にアルコール反応が出る場合があります、困っています。何かいい方法はないでしょうか。

### A.3 正しい除菌と使用方法を参考に

お問い合わせのような不安を解消するため、アルコール検知器協議会では次のような情報提供を行っています。

アルコール消毒⇒石鹸で手洗い⇒アルコール検知器の使用⇒再びアルコール消毒という手順を薦めています。

また、協議会ホームページに、メーカー各社の検知器の正しい除菌方法についてのリンクがありますので、参考にしてください。



アルコール検知器協議会  
(<https://j-bac.org/topics/2020/95195/>)



### Q.4 ドライバー向けの感染症対策ツールについて

新型コロナウイルスをきっかけに、当社のドライバーにも感染症対策の意識が高まってきました。この機会にさらに予防の知識を取得させたいと思います。しかし、従業員向けの教育ツールはあまり見当たらず、指導は難しいと感じています。トラックドライバーをイメージした感染症対策の教育ツールがあれば助かるのですが。

### A.4 本マニュアルの活用を

感染症予防対策については厚生労働省のホームページ等から多くの情報提供がなされていますが、残念ながらトラック運送事業者向けの情報は少ないようです。

そこで、トラック運送事業者が参考にされるのは、やはり全日本トラック協会のガイドラインや本マニュアルになるかと思えます。ここでは、イラストを多用して分かりやすくまとめ、特に第2部では、各役割(職種)ごとにページを設定しているので、ドライバーのイラストがあるページだけをプリントアウトして使用することもできます。

また、右記のポスターは、新型コロナウイルスに限らず、感染症予防の基本を分かりやすく紹介しているので、社内の掲示や教育ツールとして、長く活用いただけます。お忙しい管理者の方のご負担が軽減されるのではないのでしょうか。



「健康管理で事故防止ポスター」  
NPO法人ヘルスケアネットワーク制作  
<https://www.ochis-net.jp/tool#poster>

トラック運送事業者のための  
**新型コロナウイルス感染予防  
対策マニュアル**

制作 NPO法人ヘルスケアネットワーク(OCHIS)

《関係法令・参考文献》

- ・(公社)全日本トラック協会「トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第2版）」  
令和2年6月12日
- ・(公社)全日本トラック協会「新型インフルエンザ対策ガイドライン緊急対策マニュアル副読本」
- ・厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け)」
- ・厚生労働省「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」

**公益社団法人 全日本トラック協会**

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番5

TEL 03-3354-1009(代表)

ホームページ <http://www.jta.or.jp/>

無断転載を禁じます